

リフォームローン

令和4年6月27日現在

商品名	●リフォームローン（一般社団法人しんきん保証基金保証付）
ご利用いただける方	<p>〈次の条件を全て満たす個人の方〉</p> <p>●当金庫の会員となれる方</p> <p>① 当金庫の地区内（神奈川県横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、鎌倉市、横浜市、川崎市、大和市、座間市、綾瀬市、藤沢市、相模原市（緑区小淵、佐野川、澤井、名倉、日連、牧野、吉野を除く）、高座郡寒川町、海老名市、茅ヶ崎市、平塚市、足柄上郡中井町、中郡大磯町、中郡二宮町、小田原市、厚木市、伊勢原市、東京都町田市及び大田区）に住所または居所を有する方</p> <p>② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</p> <p>③ 当金庫の地区内に事業所を有する会社役員の方</p> <p>※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっただけでなくとも、ご利用いただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店窓口までお問い合わせください。</p> <p>④ 当金庫の地区内に転居されることが確実な方</p> <p>●一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>●満20歳以上の安定継続した収入がある方</p> <p>●給与所得者の方の場合、直近の給与明細書支給額（定期等一時的な所得を控除した額）×12ヵ月を年収として審査させていただくことができます。</p> <p>●自営業者の場合は、現在の業種で確定申告の実績がある方</p>
お使いみち	<p>●お申込人の方、またはそのご家族の方の持ち家で（根）抵当権・差押等の各種（仮）登記がない物件に対する下記の費用</p> <p>※当金庫のお借り入れにかかる抵当権・根抵当権および他金融機関等の住宅ローンにかかる抵当権につきましては上記より除外いたしません。</p> <p>① リフォーム資金（増改築・修繕）およびそれに伴う諸費用</p> <p>② ①をお使いみちとしてお借り入れされたローンのお借り替え資金および、お借り替えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>③ リフォームを行う物件の取得のために当金庫または他金融機関等からお借り入れされた住宅ローン等のお借り替え資金および、お借り替えに伴う繰上完済にかかる手数料（①と合わせてのお申し込みの場合に限ります。）</p> <p>④ インテリア等購入資金（①と合わせてのお申し込みの場合に限り、100万円以内でのお取り扱いとさせていただきます。）</p> <p>⑤ 上記①～④のお借り入れにかかる保証料</p> <p>※次のいずれかに該当するものは、お申し込みの対象とはなりません。</p> <p>i. 支払い先が、お申込人またはご家族（配偶者、親、子）が営む法人先、または自営業先である場合。</p> <p>ii. 支払済みの資金</p>
ご利用金額	●1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	●3ヶ月以上15年以内

ご利用利率	<p>●変動金利</p> <p>※当初のご利用利率については、当金庫が定める「住宅ローン最優遇金利」を基準に決定する利率を適用します。</p> <p>また、ご利用後の利率については、4月1日および10月1日現在の当金庫が定める「住宅ローン最優遇金利」を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の利用利率は6月の返済日の翌日より、10月1日基準の利用利率は12月の返済日の翌日より適用します。</p>
ご返済方法	<p>●毎月5日に元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご利用金額の50%までとします。</p> <p>●返済額の変更は利率変動の都度行います。</p>
保証人・担保	<p>●一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、保証人・担保は原則不要です。</p>
保証料	<p>●保証料は金利に含まれております。</p>
その他	<p>●お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●現在のご利用利率やご返済の試算については当金庫の本支店窓口にお問い合わせください。</p>